

富士電機E & Cグループ CSR 調達ガイドライン

はじめに

近年、持続可能な社会の発展に向けて、企業が率先してその社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）を果たすことがより強く求められるようになってきています。また、当該企業単独のみならず、お取引先様と一体となって社会的責任を踏まえた行動を促すこと（CSR 調達）に対する社会的要求は着実に高まっています。

富士電機E & Cグループは、お客様や社会に安全・安心で満足な製品・サービスを提供することが、第一に果たすべき社会的責任と考えます。しかし今日では、地球温暖化対策や人権への配慮等、他のさまざまな取り組みも求められています。当社グループは、持続可能な社会の実現への貢献を掲げた「富士電機E & Cグループ企業行動憲章」にのっとり調達活動を推進します。

企業が事業活動を通じその社会的責任を果たすためには、当然ながら関連するサプライチェーン全体での取り組みが求められます。お取引先の皆様のご理解とご協力が不可欠であることは言うまでもありません。そこで今回、社会から共通に求められている項目を取り上げ、「富士電機E & Cグループ CSR 調達ガイドライン」として制定しました。

お取引先様におかれましては、本ガイドラインの主旨をご理解の上、以下の9項目についてご賛同・実践をいただき、当社グループとともに CSR 活動を推進いただけますよう、お願い申し上げます。

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、「富士電機E & Cグループ企業行動憲章」および「富士電機E & Cグループ CSR 調達方針」を基本とし、グローバルなサプライチェーンにおける CSR を推進する企業同盟である「RBA: Responsible Business Alliance」の行動規範や電子情報技術産業協会(JEITA)の「責任ある企業行動ガイドライン」など、CSR の国際基準として期待される文書を参考に、お取引先様に遵守・実践いただきたい CSR の取り組みの考え方や具体的な事例についてまとめたものです。

なお、本ガイドラインは、今後国際的な CSR に関する社会的要請を踏まえて改定していくものとします。

お取引先様へのお願い

お取引先様におかれましては、本ガイドラインをご理解、ご賛同いただくとともに CSR の取り組みは皆様だけでなくサプライチェーン全体にも適用されるべきものですので、貴社サプライチェーンに対しても周知いただき、積極的な CSR 活動の推進をお願いいたします。なお、本ガイドラインに基づき定期的に CSR セルフアセスメントを依頼させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 人権・労働

関連法規制を遵守するだけでなく、国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重します。

1-1 強制的な労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いませ
ん。また、全ての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を保障し
ます。

1-2 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童に労働をさせません。

1-3 若年労働者への配慮

18 歳未満の若年労働者を夜勤や残業等、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従
事させず、若年労働者の権利を保護します。

1-4 労働時間への配慮

労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えた労働をさせません。また、国際的な
基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理します。

1-5 適切な賃金と手当

労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を
含む）に、適用されるすべての法規制を遵守します。また、生活に必要なものを賄うことがで
きる水準の賃金（生活賃金）の支払に配慮します。

1-6 非人道的な扱いの禁止

労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメント等の非人道的な扱いをし
ません。また、その可能性のある行為も行いません。

1-7 差別の禁止

差別およびハラスメントを行いません。また、労働者からの宗教上の習慣に関わる要望には、
適切な範囲で対応します。

1-8 労働者の団結権

現地の法規制を遵守し、労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての労働者の
団結権を尊重します。

2. 安全衛生

関連法規制の遵守のみならず国際労働機関(ILO: International Labour Organization)の安全衛生ガイドライン等に留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え、安全で衛生的な作業環境を構築します。

2-1 労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全の確保に努めます。また、妊娠中の女性および授乳中の母親への合理的な配慮を行います。

2-2 緊急時への備え

人命・身体の安全を損なう災害・事故等の緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備等の設置、災害時にその行動がとれるような教育・訓練を行います。

2-3 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じます。

2-4 産業衛生

職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行います。

2-5 身体的負荷のかかる作業への配慮

労働者の身体的な負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病に繋がらないよう適切な管理を実施します。

2-6 機械装置の安全対策

労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施します。

2-7 施設の安全衛生

労働者の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレ等)の安全衛生を実施します。また、寮では、緊急時の適切な非常口、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および十分な広さがあり、適切に出入りできる個人スペースを確保します。

2-8 安全衛生のコミュニケーション

労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供します。また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みを構築します。

2-9 労働者の健康管理

全ての労働者に対し、適切な健康管理を行います。

2-10 安全衛生の確保

事業に関わるすべての人々に対して、安全衛生を確保します。

3. 環境

資源の枯渇や気候変動、環境汚染等の地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮します。また、環境への負荷を最小限に抑えるために、環境マネジメントシステム(ISO14001 など)を構築し、その運用を推進します。

3-1 環境許可と報告

事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行います。

3-2 エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量削減に向けて、目標を設定した上で継続的に削減活動に取り組みます。

3-3 大気への排出

関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施します。

3-4 水の管理

法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水を推進します。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施します。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行います。

3-5 資源の有効活用と廃棄物管理

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、発生する廃棄物を最低限に抑えます。

3-6 化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、ラベリング、および管理を行い、安全な取扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にするよう管理します。

3-7 製品含有化学物質の管理

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される。すべての法規制および顧客要求を遵守します。

3-8 環境への配慮

温室効果ガス削減、資源循環そして自然共生に配慮した事業活動を推進します。

4. 公正取引・倫理

法令遵守のみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行います。

4-1 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領等を行いません。

4-2 不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しません。

4-3 適切な情報の開示

適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織体制、財務状況、業績に関する情報を開示します。記録の改ざんや虚偽の情報開示は行いません。

4-4 知的財産の尊重

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行います。また顧客およびサプライヤー等の第三者の知的財産も保護します。

4-5 公正なビジネスの遂行

公正な事業、競争、広告を行います。

4-6 適切な輸出入管理

法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを実施します。

4-7 苦情処理メカニズムの整備

自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者およびサプライヤーなどのステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築します。

4-8 通報者の保護

通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を行いません。

4－9 責任ある鉱物調達

製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金等の鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争等を引き起こすまたはそれらに加担していないかを明確にするためのデュー・ディリジェンスを推進します。

5. 品質・安全性

提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供します。

5－1 製品安全性の確保

自社製品が各国の法令等で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たします。

5－2 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守します。

5－3 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供します。

5－4 品質確保

製品・サービスに要求された品質を確保する。

6. 情報セキュリティ

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図ります。

6－1 サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃等からの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理します。

6－2 個人情報の保護

サプライヤー、顧客、労働者等全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理、保護を行います。

6－3 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護します。

7. 事業継続計画

大規模自然災害等によって自社もしくは自社のサプライヤーが被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備します。

7-1 事業継続計画の策定と準備

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画(BCP)を策定します。

8. 管理体制の構築

8-1 企業のコミットメント

本ガイドラインの要求事項を遵守するために、管理体制を構築します。

8-2 サプライヤーの管理

本ガイドラインの要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの本ガイドラインの遵守を監視する仕組みを構築します。

9. 社会貢献

9-1 社会・地域への貢献

良き企業市民として積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

制定：2022 年 12 月 1 日

改訂：2025 年 2 月 3 日